

平成20年度第1回

宮城県行政評価委員会政策評価部会

日 時：平成20年6月13日（金曜日）

午前10時00分から

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成20年度第1回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日時：平成20年6月13日（金） 午前10時00分から

場所：宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：関田 康慶 委員 長谷川 信夫 委員 足立 千佳子 委員
安藤 朝夫 委員 宇田川 一夫 委員 大滝 精一 委員
濃沼 信夫 委員 小林 豊弘 委員 成田 由加里 委員
林 一成 委員 水原 克敏 委員 山本 玲子 委員

司 会 それでは、ただいまから宮城県行政評価委員会平成20年度第1回政策評価部会を開催いたします。

開会に当たりまして、宮城県の佐藤企画部長よりごあいさつを申し上げます。

企 画 部 長 本日はお忙しい中、宮城県行政評価委員会政策評価部会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私はこの4月1日から企画部長を仰せつかりました佐藤と申します。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方には、県政各般におきまして日ごろから格別のご指導、ご助言を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

この政策評価部会は、十分ご案内だと思いますけれども、県が行います政策評価、あるいは施策評価につきまして、それぞれのご専門の分野で高い見識をお持ちの委員の皆様方から、いろいろなご意見をちょうだいする場がございます。毎回、本当に大変熱心にご審議をちょうだいたしまして、心から感謝を申し上げます。

平成19年3月に策定をいたしました宮城の将来ビジョンでございますが、スタートしてから1年を経過いたしまして、今年度からその将来ビジョンに基づく政策評価・施策評価を始めるということになります。この新しい宮城の将来ビジョンに基づく評価制度の見直しを昨年度行ったわけでございますけれども、見直しに当たりましてはいろいろなご意見を賜りまして、改めて御礼申し上げます。

今年度ご審議をお願いいたしますのは、将来ビジョンに掲げます14の政策、それからそれを構成します33の施策についての政策評価・施策評価ということになります。今、県の自己評価についていろいろご審議をいただくこととなりますけれども、今年度は先ほど委嘱状をお渡しさせていただきました2名の新しい委員をお迎えいたしまして、新しい体制でご審議をお願いし、答申をお願いしたいというふうに考えております。

審議を通じまして、委員の皆様からのご意見は、評価に適切に反映させてまいりますとともに、評価の結果につきましては、当然のことでございますけれども、今後の行政活動に適切に反映させ、行政運営の効率性と質の向上ということに取り組んでまいりたいと考えております。

どうか今年度につきましても、私どもが行いました評価に関しまして、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、分科会審議の進め方などについてもご審議をいただくことになっておまして、どうか委員の皆様方からいろいろな貴重なご意見をちょうだいし、今後ともよりよい評価制度としてまいりたいと存じます。限られた時間の中ではございますけれども、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会のごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

司 会 本日は、関田部会長を初め12名の委員にご出席をいただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たし、会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日お集まりの委員の皆様をお手元の名簿の順にご紹介させていただきます。

関田部会長です。

長谷川副部会長です。

足立委員です。

安藤委員です。

宇田川委員です。

大滝委員です。

濃沼委員です。

小林委員です。

成田委員です。

林委員です。

水原委員です。

山本委員です。

なお、まことに恐縮ですが、佐藤企画部長につきましては所用のため途中で退席させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

ここで、お手元のマイクの使用方法について、ご説明申し上げます。議事録作成の都合上、ご発言の際にはマイク右下のスイッチをオンにして、マイクのオレンジ色のランプが点灯いたします。それを確認していただきましてから、お話しいただけますようお願いいたします。

ご発言が終わりましたら、スイッチをオフにいただけますようお願いいたします。お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。関田部会長に議長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

関田部会長 おはようございます。

今年度は新しいビジョン型の評価を行うという初年度でございます。総合政策評価型からの、かなりの変化がございます。内容的にも多少変わっておりますし、それから評価の方法についても多少、総合型から比べますと変更が行われております。この辺を十分ご承知置きいただき、審議をお進めい

ただければと思っています。

また、今年度は大変時間的に短い期間で分科会等のご審議をいただくという予定になっております。大変お忙しいと思いますが、ぜひよろしく願いいたします。

また、新たに成田委員、足立委員のお二人をお迎えできました。よろしく願いいたします。

それではこれより議事に入りますが、初めに議事録署名委員を指名したいと思えます。前回の平成19年度第4回政策評価部会では、濃沼委員、小林委員をお願いいたしました。今回は名簿順でございますが、成田委員、林委員の2人をお願いしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

次に、会議の公開についてでございます。当部会の決定に従いまして、当会議は公開となっております。傍聴の皆様は、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従って会議の妨げにならないような対応をお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

まず、議事の(1)の報告事項①でございますが、「平成19年度政策評価・施策評価に係る評価の結果」、この県の対応がどうなっているかということの方針の経過状況につきまして、まず事務局の方からご報告をお願いいたします。

行政評価室長 それでは、評価結果の対応方針の経過状況についてご説明を申し上げます。資料の1をごらんください。

19年度の政策・施策評価に係る本部会の意見に対する県の対応方針につきましては、9月末現在の対応状況を、平成19年度の政策評価・施策評価に係る評価の結果の中にまとめまして、評価結果として11月に公表し、本年2月6日の第4回の政策評価部会と、2月13日に開催いたしました第2回の行政評価委員会において報告をいたしております。

その後10月から3月までに、この対応方針に変更や改善等があった案件につきまして、評価を実施する上で参考とするため、3月末現在の対応方針として整理をし、資料としてまとめたものでございます。

3ページをお開きください。

政策1の障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくりの施策の1、障害者の地域での生活支援の政策評価指標といたしまして、障害者生活支援センターの設置数と、グループホームの設置数を設定し、達成度を判定しておりますが、左端のNo.6という欄を横にちょっとスライドしながらごらんください。

9月末現在の対応では質的な評価手法について検討していくと、このようにしておりましたものを、3月末ではグループホームの設置環境や利便性等の評価の実施を検討しているというふうに、より具体的な検討に入った経過が報告されてございます。なお、9月末現在の対応方針の内容と変更がないものにつきましては、バーで提示をしてございます。初めての委員の方もお

いですので、一例を用いまして表の見方を含めてご紹介をさせていただきました。

資料につきましては、量的にもかなり多くございますので、ほかの事項の説明については省略をさせていただきますので、後ほどごらん願いたいと思います。なお、これらの経過状況につきましてのご質問やご意見等がございましたら、各分科会で担当課の方にお話をさせていただきますよう、お願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

関田部会長 ありがとうございます。

新たな追加的対応についてのご説明でございまして、かなり細かい、各専門分野の話でございますので、ご質問があれば分科会の方でお答えをしていただきたいと思いますと思いますが、全般的に何かございましたらご質問をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、報告事項②になりますが、平成20年県民意識調査の概要につきまして事務局の方からご報告をお願いいたします。

行政評価室長 それでは、県民意識調査の概要についてご説明をいたします。資料2をごらんください。

今回の調査から、県民の県政全般にわたる意識を調査するという事などから調査の名称を変更してございます。県民の県政に対する意向等を当該評価に適切に反映させることなどを目的に、県内に居住します20歳以上の男女4,000名を対象に、宮城の将来ビジョンに基づく33の取組につきまして、認知度・関心度・重視度・満足度・優先すべき事項や、農業農村、食の安全・安心、治安防災の3つの特定項目、それから回答者の属性等を調査項目といたしまして、今年3月に調査をいたしております。

なお、調査項目等の詳細につきましては、調査票、お手元に別冊でお配りをしてございますので、これも後ほどごらんをいただければと思います。

調査の結果でございますけれども、1,842人から回答がございまして、回収率は46.05%で、お概ね例年のとおりでございます。調査結果につきましては、比率を百分率であらわしまして、小数点以下第2位を四捨五入して算出します関係で、計が必ずしも100にならないものもございます。

8のその他のところをごらんください。今回の調査は、宮城の将来ビジョンの改訂に沿った調査となっております。前回までの調査項目や内容から大きく変わっておりますので、前回までの調査結果との連動性がございませんので、比較は行わず、初期値として扱うことにしてございます。なお調査結果につきましては、現在データ等を含めて詳細の部分を取りまとめておりまして、7月1日に公表する予定でございます。

委員の皆様には、未定稿ではございますけれども分科会審議の参考資料として、別に本日お配りをしてございますので、詳しい中身はこちらの方でごらんをいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

関田部会長 ありがとうございました。ただいまの事務局からのご報告について、何かご質問がございましたらお願いいたします。

ビジョン型の新しい評価体系になって、新しい調査票になったので、過去の調査結果との比較はできないというふうに書いてますが、外形は変わりましたが、政策・施策の中身についてはかなり共通性のあるところがありますよね。だから、それは全く比較ができないというのではなくて、活用できる部分でもあるので、それは生かされたらどうかなと思うんですね。

回収率も大体前の回収率と似通った回収率になっておりますし、ちょっと時間がわかりませんが、どのぐらいの時間で回答されているかわかりませんが、かなり長時間かけて同じように回答されていると思いますので、また後でそういうデータも出していただきたければと思います。これは中に入ってますか、時間は。

行政評価室長 別にお配りをしてます、こちらの方、調査概要の資料という形でお配りをしてございます。この中に、インデックスですと9番のところに入れてございます。⑨の中に、各取組目標にそれぞれ調査結果の概要ということで、調査の結果の特徴なども含めながら入れてございますので、ごらんをいただければと。

関田部会長 ほかにどなたか、ご質問等ございますでしょうか。

だから、全くの継続性がないわけでないので、委員の方から多少分科会の方で、そういう施策について継続性を見たいというのであれば、事前に事務局の方に依頼、あるいはご質問等をお願いしたいと思っています。

それでは、議事の(2)の審議に移りたいと思います。

審議事項の①、平成20年度政策評価・施策評価につきまして、まず資料3をごらんになっていただきたいと思います。

平成20年度政策評価・施策評価について、この資料3のとおり、知事から行政評価委員会の方に諮問がなされております。この諮問を受けまして、行政評価委員会条例第6条第1項及び行政評価委員会運営規定第2条の規定によりまして、本部会において調査・審議を行うこととなっております。本日皆様はそのことでお集まりいただいているところでございます。

それでは、今年度の政策評価・施策評価の状況について、まず事務局の方からご説明をお願いいたします。

行政評価室長 それでは、今年度の政策評価・施策評価の状況についてご説明を申し上げます。資料の4をごらんください。

2ページ目の、2枚ほどめくっていただきまして1ページというところをお開き願います。

1のところの趣旨、2の(1)で評価を行う目的について記載をしてございます。内容的な説明は省略をさせていただきます。

(2)の宮城の将来ビジョンと評価との関係についてであります。宮城の将来ビジョンの体系に基づきまして、ビジョンの3つの政策推進の基本方向を細分化した14の課題を政策、基本方向を実現するための33の取組を

施策，重点事業等からなります323の個別取組を事業として評価を行っております。

2ページの方をごらんいただきたいと思います。評価の方法についてでございます。

政策・施策・事業をそれぞれ目的と手段とする体系や，相互の関係を前提にいたしまして，宮城の将来ビジョン，ビジョンの行動計画に定めております14の政策については政策の成果，進捗状況，それから政策を推進する上での課題，対応方針等を評価の項目に，また33の施策については施策の成果，それから施策を推進する上での課題等と対応方針，具体には事業の構成の方向，それから施策を推進する上での課題，それから次年度の対応方針などを評価項目として，県民意識調査からの県政に対する県民の意向等も踏まえまして評価をしております。

今年度の評価は，19年度に実施をいたしました政策・施策・事業について，これらを担当いたします各部局で自己評価を行っております。評価の透明性や客観性を確保するなどのためから，有識者からなる行政委員会から意見を聞き，評価に反映をさせるとともに，広く県民からも意見を聞き，評価に反映させることにしております。これらの意見を踏まえまして，県といたしまして最終的な評価をすることになります。

なお，県民からの意見聴取につきましては，6月11日から既の実施をしております。7月10日までの30日間を実施期間といたしまして，県のホームページやそれから県政情報センター，情報コーナーなどで閲覧をできますほか，県政だよりや県政ラジオを通しまして，よく県民の方々にもお知らせをしております。

昨年度の委員会でご審議をいただき，今年の4月に規則の改正等を行いまして，評価の効率化を図ってきております。これらの変更に伴いまして，基本票の様式も改めておりますので，施策の1の関連を例にいたしまして，資料の2としてお配りをしてございますので，ごらんをいただきたいと思っております。なお，基本票につきましては先日，各委員にご送付をさせていただいております。

次に，3ページをお開きいただきたいと思っております。3の評価の状況についてでございますが，6ページ以降にその評価の状況の一覧を記載してございますので，これとあわせてごらんを願いたいと思っております。

初めに，(1)の重要な政策の評価状況についてでございます。「順調」と判断したものが1つ，「概ね順調」が12，「やや遅れている」が1，「遅れている」と判断したものはございません。基本方向別の内訳は記載のとおりでございます。なお，ここに割合を百分率でお示しをしておりますけれども，小数点以下第2位を四捨五入して算出しております関係で，計が100%にならないものもございまして，その点はお含み置きを願いたいと思っております。

「順調」と評価した施策につきましては，ここに記載をさせていただいておりますが，政策番号5の「産業競争力の強化に向けた条件整備」でございます。「やや遅れている」と評価いたしましたのは，7ページ以降をごらんをいただきまして，政策番号7の「将来の宮城を担う子どもの教育環境づく

り」でございます。

4ページにお戻りをお願いしたいと思います。次に、(2)の33施策の評価状況についてでございます。「順調」と判断したものが6、「概ね順調」が23、「やや遅れている」が4、「遅れている」と判断したものはございません。内訳につきましては、記載のとおりでございます。

それから「順調」というふうに判断をしたものにつきましては、ここに記載のとおりでございます。

「やや遅れている」と評価したものについてでございますけれども、7ページをお開き願いたいと思います。政策番号が振ってございますが、その15番でございます。「着実な学力向上と希望する進路の実現」と、同じく16の「豊かな心と健やかな体の育成」、それから8ページの方をごらん願いたいと思います。同じく施策番号19の「安心できる地域医療の充実」、20番の「生涯を豊かに暮らすための健康づくり」、この4つでございます。

次に、5ページをお開き願いたいと思います。(3)の目標指数等の達成状況についてでございます。ビジョンの行動計画で定めております100の指標を評価の目標指標等としてございます。すべての施策にその目標指数等が設定されてございます。今回、達成度を判断するために設けました小区分を含めると、126ということになります。

達成状況につきまして、達成したものが61、達成はしていないが目指す方向に推移しているもの、または現状を維持しているものが37、達成しておらず目指す方向と逆方向に推移しているものが21、現況値が把握できず判定できないものが7となっております。

次に、4の個別の政策・施策の評価状況については次ページ、6ページ以降に記載をさせていただきます。個別の説明につきましては、省略をさせていただきます。

次に、20年度、今年度の評価関係のスケジュールについてご説明をさせていただきます。資料の5をごらん願いたいと思います。左端に項目番号が、項目というところに番号を振って項目名が書いてございますけれども、この6番目のところですね、これが第1回の政策評価部会ということで本日、6月13日に開催をさせていただきます。これ以降ですね、分科会を6月18日から7月15日までの日程で、教育・福祉分科会の共同開催を含めまして、12回ほどご審議をお願いする予定としてございます。これらの審議結果を事務局の方で7月末までに取りまとめまして、8月上旬に開催を予定しております第2回の部会で答申案の審議をしていただきまして、8月中旬には答申していただきたいと、このように考えております。

この答申での意見を踏まえまして、9月中旬までに県といたしましても最終的な評価を決定し、10月の月上旬に評価書を公表し、県議会にも報告をすることとしてございます。これ以降のスケジュールにつきましては、例年のとおりでございますので、ごらんを願いたいと思います。なお、2月の月上旬に行政評価委員会を開催する予定にさせていただきます。

以上で説明を終わります。

関田部会長 ありがとうございました。

事務局からのご説明は、部会の分科会での評価にとっても重要なところでございますが、何かご質問とかご意見がございましたら、お願いいたします。
どうぞ、水原委員。

水原委員 ビジョンとの関係で、課題が14、取組33、個別取組323ということ
で、政策・施策・事業というふうになってるかと思うんですが、今回はビジ
ョン型だから、それでよろしいんだと思いますが、全体の政策は幾つあるの
か、全体の事業は幾つあるのか。そのうちこれを選んだんだなというのが一
目でわかるのがあると本当はわかりやすいんですが、大きな中の今どこを
我々は、ビジョン型の評価だからそこだけ見ればいいんだといえ、それは
そうで、ほかは関心を持つ必要ないのかもしれませんが、全体の中でこうい
うふうを選んでビジョン型なんですというようなことを知りたいなと思っ
たんですが、そういうことを聞いていいのかなどうか、頼んでないから見る必要
ないということなのか、どんなものかと思ったのですが。

関田部会長 ビジョン型というのは、やるべきビジョンなものですから、全体評価する
というのが原則なんだと思うんですけど、水原委員のおっしゃるように、だ
けどほかにも周辺の、過去には総合型に入っていた政策・施策的なところの
部分も参考にしつつ、そういう評価もあっていいんじゃないかという、そう
いうご質問だったんだけど、事務局はいかがでしょうか。

行政評価室長 今の水原委員のご質問なんですけれども、ビジョンということで何か県の
やっている事業からのピックアップしたようなイメージをお持ちだと思うん
ですけれども、基本的には323ということで、前回総合計画、フルセット
型ですね、それでお示した事業数とは変わりございません。県の事業をお
概ね網羅をしてございまして、その政策・施策のくくりが少し大きくなった
といえますか、そういうイメージでとらえていただきたいと思います。
なお、今言われた事業の一覧的な関係ですけれども、今日お配りをしてお
りますこの参考資料のインデックス7番のところに、一応ビジョンの背景に
基づいた政策、それから33の取組、それに張りつきます構成する事業です
ね、ちょっと政策と施策を一覧にして、その後ろに各政策、基本方針、政
策・施策ごとの目標指標等、それから施策を構成する事業ということで、こ
の資料の⑦のところですね、きょうお配りした⑦の1枚めくっていただきま
して15-1というページがあるんですけれども、その辺から15ページ構
成ですと後ろに資料を準備させていただきました。これで若干政策、施策、
それから事業の関係ですね、その辺のところのご理解をしていただけるの
かなと思って、事務局の方でこんな形で準備をさせていただきました。以上で
ございます。

関田部会長 先ほどの水原委員のご質問の関連で、何かご質問ございましたらお願いし
ます。ご意見でも結構ですが。

前回の総合評価型でも、事業の数が多すぎて、それをすべて見ながら施策
評価なんかできないので、絞って、その絞ったものの事業の資料を見ながら

審議したと思うんですが、今回はどうなっているかというところが多少問題でありますね。その辺、事務局いかがでしょうか。

行政評価室長　　今回はですね、今お話しあったように事業全部を見ていきますと、かなりの量になりまして、それから評価の結果を出す時期がいろいろ議会等との報告の関係で早まったこともございまして、昨年度までやっていたより、なおさらにスケジュール的には厳しいものがございます。

それで、政策・施策ということで施策を中心に、当然そこに張りついている事業を勘案しながら、施策を中心に審議をしていただきまして、それで妥当性の判断をしていただきたいと、このように思っております。

関田部会長　　その辺の基準も前回では、一応予算規模でたしか決めてたと思うんですが、それが今回適正かどうかわかりませんが、何らかの条件を入れて、ある程度絞り込んで、分科会での審議ができるような範囲でしか、なかなか難しいのではないかと思います。もしそれをやりませんと何回も分科会をやらなきゃいけなくなってしまう。この件について、何かどなたかご意見ございましたらお願いします。どうぞ。

水原委員　　ちょっと数だけ知りたいんですが、いわゆる政策というものは14しかないのか、それとも20のうち14なのか。あるいは施策というものは33しかないのか、それとも50ぐらいあるうちの33なのか。それから個別事業が323ですが、これは800ぐらいあるのか、実は323しかないのか。そこをまず知りたいなど。

関田部会長　　では、事務局の方からお願いします。

行政評価室長　　基本的には、ここにお示ししてある数でございまして、最後の個別の取組、事業にいきますと若干プラスの分がございましてけれども、そんなに30も40もあるという話ではございませんので、お概ね今回お示しをしている事業数が全体的な事業というふうにご理解をいただいでよろしいのかと思います。

関田部会長　　要するに、14政策全部ということですよ。（「はい、そうです」の声あり）政策は14しかないと。政策も全部やると、そういう意味ですよ。だからビジョン型の政策・施策についてはすべてやると、評価すると。そういうことの確認をしております。

行政評価室長　　そのとおりでございます。

関田部会長　　ほかにどなたか、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。
濃沼委員，どうぞ。

濃沼委員　　県民意識調査の評価へのかかわりについて申し上げたい。資料4の6ページ、一覧表の中に県民意識調査の結果をこの評価に参考にしてもらうという

ことでパーセンテージが書いてあります。これは従来の県民満足度調査と大きく変わり、将来ビジョンを県民が評価する側面が大きい。つまり、意識調査自体が今回のビジョン型になっています。ですから政策評価についても、県民が評価している。委員も評価している。それから県の職員も自己評価している。この3つのレベルでの評価がされていると思われま

す。従って、県民意識調査の中の重視度と満足度だけを取り上げるのは、従来の満足度調査の利用法を引きずっている気がします。

せっかくこの将来ビジョンと同じ形式の意識調査をしていますので、認知度、関心度、重視度、満足度、それに優先項目の5項目をすべて取り込めるのではないかと。県民の立場での政策評価を見ながら、評価ができるのではないかと思います。重視度、満足度以外についても県民はどう考えているのかを知りたいと思いますので、この表にコンパクトに収めていただけると大変ありがたい。

関田部会長 事務局の方から。

行政評価室長 今回の濃沼委員のご意見でございますけれども、ちょっとボリューム的なものもございますので、ちょっと検討させていただくということによろしいでしょうか。

関田部会長 この件について、ほかの委員の方々からご意見がございましたら、お願いします。

総合型のときにも、関心度、認知度も取っていたんですね。重視度、満足度のほかに。けど評価のところにはそれが入ってなくて問題になっていたんですね。その関心度・認知度というのは、県民がどういうものに関心を持っているかということで、まさにビジョンの議論とかみ合うところなわけですね、情報としては。また認知度についても、そういうことを知っているか、知らないかによって県民の参加が違ったりしますから、大変重要な情報だと思いますね。

だから、評価部会の中で県民満足度の情報を活用するとなると、その辺も大変重要な情報になると思いますので、ぜひ、そんなにスペースをとることはありませんので、入れていただければと思いますが。

ほかの委員の方で、どなたかご意見があれば。

では、そういう入れる方向で、ぜひお願いいたします。

ほかには、どなたか、この件について。ほかのテーマでも結構でございます。はい、どうぞ長谷川さん。

長谷川委員 先ほどの説明の中で、3ページのところの平成20年度の施策評価について、県で評価された結果でもって説明されたんですけどね、その中でちょっとわからないのは、6ページでもよろしいんですけども、一番最後の右の方です。右端の方に「目標の達成度」というふうになっておりますね。前のこの部会もそうだったと思うんですけども、一応この目標の達成度によって評価しようということが出たような気がするんですね。これを考えてみま

すと、この目標の達成度と、それからそれに対する施策の成果のところ、どうも一致していないというか、どういうふうに見ていいかわからないんですね。

例えば5ページのところで、そういう点で見ると、目標達成度がAというのが61、それからBが37、Cが21ですから、これだけ見ると「順調」というのが多いかなと思って見ますと、前のページでは「順調」というのが4ということで、少ないというかね。そういった内容的に見ても、何だかなぜ「順調」なのか、なぜ「概ね順調」なのかというのが、これだけでわかりにくいんです。多分これから分科会をやったときに、そういうことが出てくるというような問題が出てくると思うんですけども、そこら辺についてももう少し詳しく何かお話し願えればと思います。

関田部会長 お願いします。

行政評価室長 この右端に書いてあります、目標指標等の達成度、これもご判断をいただく大きな要素になろうかと思えます。そのほかに、いろいろと効率性とか必要性とか、そういうものを勘案して総合的にご判断をしていただく。あるいは県の側ですと、そういうものを加味しながら総合的に判断をしたということで、目標の達成度とおおのの施策なり政策の成果、要するに目標に向かって進んでおります進捗状況、その辺のところを勘案して判断をさせていただいたという形になります。

それで、今長谷川副部会長からお話があったように、分科会等でこの辺のところの説明をさせていただきまして、それでその説明に基づきました後、ご判断をしていただければと思っております。

関田部会長 どうぞ。

長谷川委員 そうすると、多分目標の達成度がいいか悪いかというのを、ある程度考慮するけれども、総合的に考慮して、全体的な「順調」とか「やや順調」というような評価をするということでもよろしいわけですね。前は何か、目標の達成度がかなり表だって出たものですからね、そういう点で私の方で言うと最後の9ページのところで、12番目、環境のところで見ますと、目標達成度がこの12番目ですと、最後の「閉鎖性水域」のところは全部3つがCになって、ほかはAになっている。これだけ見ますと「概ね順調」とは言えないだろうと。ところが内容的に見ると、いろいろな面で見ると「概ね順調」という判断が出るということでもよろしいわけですね。（「はい」の声あり）わかりました。

関田部会長 これは分科会の議論とかなり重なるところもあると思いますが、今話が出ていますので続けたいと思うんですけども、ほかにこの件に関して、どなたかご意見があればお願いいたします。はい、どうぞ。

安藤委員 ちょっと先走る感じですけど、資料の10-2の評価を見ますと、ここで

やる評価はあくまでもメタな評価なんですよね。だから自己評価が妥当であれば評価が高くって、妥当でなければ評価が低いということになっているので、例えば「遅れている」という評価が妥当なものであれば評価が適切ということになるので、多分政策そのものを評価しているわけではないので、ちょっとその辺をはっきりさせる必要があると思うんですが。

関田部会長 それは分科会の評価につながるということですね。これは分科会のところでやりたいと思うんですけれども、妥当であるかどうかということと、今回の「順調」とか「概ね順調」という整合性の議論というのは前からありまして、前の評価の議論では、県の自己評価そのものについての適正さを判断している。つまり、「遅れている」というんだったら、それが適正かどうかということで、「遅れている」部分が適正であるというふうに出てくるので、ちょっと誤解される可能性があるということで、今回はそれを変えようと。同じ情報源を見ながら、自己評価と第三者評価から見て、整合性をチェックしようと、そういうふうに今回変わっているんですけれども、それはまた後でご議論させていただきたいと思います。

ちょっと、有効性とか効率性とかいろんな評価の視点から政策なんかの評価をするわけなんですけれども、それに関して何かルールのようなものは、各部局で共通性を持ってやられたのかですね。それとも部局お任せでやったのか、その辺はいかがでしょうか。

また、複数の評価指標がある場合の扱いとか、いろいろあったと思うんですけど、もし何かそういうことがわかれば、お願いします。

行政評価室長 今回の件につきましては、作成するに当たってのマニュアルをつくって、共通理解に立った形で、評価をさせていただいているということで、事務局の方はとらえてございます。

関田部会長 ありがとうございます。
ほかにどなたか。どうぞ、山本委員。

山本委員 県民意識調査の取り扱いなんですけれども、これは政策評価のところではどのように取り込まれているのでしょうか。結構満足度が低いような政策もたくさんあるんですよね。けれども「概ね順調」であるというような結果が結構出ております。この辺の位置づけですね、この辺をちょっと教えていただきたいと思います。

関田部会長 満足度をどう自己評価の中に重視して考えられたのかと。重視していないんじゃないかと、県民の意向はというご質問。

行政評価室長 これは非常に難しいんですけれども、県民が要するに満足していると、あるいは満足度のはかりになります目標値なんですけれども、これについて各事業を展開していきます政策・施策の中で、かなり違っていると思うんです。
例えば一例をとって申しわけないんですが、教育なんかですと、毎年県民

の目指すところというのは、どんどん、どんどんニーズ的にも高くなってきているわけでございます。それに県の方がいろいろ、その県のニーズを把握しながら各政策を展開しているんですけども、不満足なだけでなく「順調」という書き方、「概ね順調」という書き方については、要するに県民はそういう形でもっと高いレベルのものを望んでいるんだけど、要するに県としては今行っている施策についての進捗状況としては順調ですよという形で、少しギャップがあるといいますか、一番目標とするところのギャップの部分があるのかなと、こういう感じでございます。

関田部会長 山本委員，どうぞ。

山本委員 お聞きしたのは、先ほどマニュアルをつくってとおっしゃいましたけれども、その中にこの県民意識調査の結果をどのように取り込むかという位置づけはあるということなんですか。

行政評価室長 これにつきましては、こういう調査結果が何パーセントになったらこうだという、そういうものはございません。それで、この傾向につきまして、ここに満足度と重視度だけを出してございますけれども、このほかの関心度とか認知度、それに優先すべき項目ですね、この辺のところを総合的に、おののところで項目で勘案をして、それで総体的に判断をしていただくということにしております。

関田部会長 いいでしょうか。どうぞ、長谷川副部会長。

長谷川委員 県民意識調査で、県民の方々が本当に満足しているかどうかというターゲットになっている部分と、それからここで新しく目標にしているところというのがずれているんじゃないかと思うんですね。ですから、そのずれをどういうふうに調整するかというのが大変だと。

多分、県民意識調査もかなり幅広く質問しているわけですから、その中から今の目標値と接点のあるというか、似ているような部分を少しリストアップして、それでまた評価するというのも1つの方向かなと思うんです。そこら辺は、内容は私見ていないのでわかりませんが、どうなのでしょう。

行政評価室長 今、長谷川副部会長さんがおっしゃったようなことにつきましては、分科会とかそういう場でもって、進捗状況あるいは課題、推進する上での課題という部分である程度ご助言なり、ご教示をいただいて、将来に向かって、やはりその差を縮めていくという工夫はしていくと、施策に反映をしていくという形でいきたいというように思っていますので、そういうものがもしございましたら、分科会等の席上でご助言なりご指導なりを賜りたいというふうに思っております。

関田部会長 ほかに。どうぞ、濃沼委員。

濃沼委員 先ほど指標の話が出ましたので申し上げたい。資料4の6ページ、政策番号の1の施策の3です。その指標はNです。指標自体が評価不能、判定不能です。結果的には指標は使えないということですね。何のための指標かということになります。それならば別の指標がいいのではないか。現在の数値がなくても判定をしていただくようにした方がよろしいのではないかと思います。つまり、自己評価で判定不能であれば、この委員会も判定不能になってしまう。

現状の数値がないことは時にはあると思います。しかし直近のものがない場合は傾向を見るとか、現状がなくても推計して考えるとかして、一応判定していただかないと、ここに設けた意味がない。このNはなくしていただいて、現状値がなくても今までのデータを見ながらぜひ判定をしていただきたい。そうでないと、分科会で指標の選定の議論が行われることになる。いろいろな工夫で指標を選定したもので、それをぜひ使っていただきたい。

行政評価室長 今、濃沼委員からのお話でございますけれども、今回7つほどNの部分がございまして、それで今全く委員さんのおっしゃるとおりなんでございましてけれども、たまたま実績として使える数字がないというような状況で今回お使いをしていないわけですが、そこを補完する意味で、先ほど4-2ということでサンプル的にお示しをしました様式の中の6ページに、上の方に「事業の状況」ということで、活動指数とか、指標的なものを記載してございまして、今回はこれらを見ながら評価をしたということになっております。

なお今の委員さんのお話ですね、やはりある程度、こちら事務局としても所管しますところと調整をしまして、なるべくお示しをするような形で今後行いたいと思っております。

関田部会長 この件に関して、何かほかの委員の方からご質問、ご意見ございましたらお願いします。

評価指標の話は前から議論があって、1つだけでは無理ですよとか、あるいは数値化できないものをどういうふうに指標的な扱いをするのかというような議論があったんですが、何も数値データがあるからといってそれがいいとは必ずしも限らないわけですよ。要するに、入手しやすいものがあったというだけかもしれない。入手できないもので重要なものがあれば、質的な条件があるかないかということ、例えば10項目選んで8項目満足しているのか、5項目満足しているのかという数値転換もできるわけで、その辺の工夫も可能だと思うんですね。

それから満足度の評価は、先ほど濃沼委員がおっしゃったように、3つの大きな枠組みで評価が行われているので、県の部局の自己評価、それからこちらの部会の第三者評価、それから県民からの評価。第三者と自己評価はリンクしてかなり行われていますので非常にやりやすいのですが、満足度の方は若干抽象的なところもあると。施策の順位であるとか、どういう事情かということとはストレートにわかりますけれども、あと細かい県の施策についてどういうふうにリンクするかということがわかりにくいところなわけです。だから、それはデータベースを使って前からちょっと言っているんですが、

どういう施策とか関連性があるかというところの分析をしていただくと非常にわかりますので、その辺のところも詰めてやっていただくとよろしいのかなと思っています。

ほかにどなたか。ありがとうございます。

それでは、続きまして審議事項②、政策評価部会分科会の進め方等につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 事務局行政評価室の佐藤と申します。私の方から、資料の6-1から6-6までに基づいてご説明させていただきたいと思います。

資料の6-1をまずごらんいただきたいと思います。政策評価部会分科会の進め方等について、(「どうぞ座って話してください」の声あり)では、座らせていただきます。

平成20年度の政策評価・施策評価に関しまして、分科会の進め方ですが、こちらの資料の1番目に記載してございますように政策評価部会、各分科会の審議判定の範囲につきましては、今後毎年度すべての政策・施策を審議判定するという方向で考えさせていただければというふうに思っております。

その大きい理由としましては、先ほどからの説明にもございましたように、ビジョン型の計画に変わりが変わって、政策・施策のくくりが大きくなってございます。毎年度すべての政策・施策について、何らかの判定を行うことによって、全体の県政の進捗状況等に関してきちんとした評価ができると。それから委員の先生方から見ていただいても、ある年には審議して、ある年には審議しないという政策が出てきますと、どうしても全体の見方に偏りが出てきたり、年度ごとの差が生じてきたり、課題の把握等に漏れが出てきたりという懸念がございますので、そうした懸念も払拭できるのではないかなというふうに考えております。

この辺の評価部会、各分科会での負担の増加につながるのではないかなというご心配があるかと思いますが、その辺については後ほどちょっと簡単に触れさせていただきたいと思います。

2つ目の項目、開催回数、審議の内容等に関しましてでございますが、日程については従来どおりで、各分科会2回の開催を予定しております。1回当たり3時間程度で実施ということです。

事業分析については、すべて細かく議論することはしないで、主要なものに限って行っていただけないかというふうに思っております。

分科会に先立って、大変恐縮ではございましたが、資料を送付させていただいておまして、委員の皆様から特に説明を求めたい事業とか、質問事項等をあらかじめ出していただくことで、審議の効率化を図ればというふうに考えております。

それから政策評価の審議判定項目については、政策の成果、進捗状況ですね。それから政策を推進する上での課題等、対応方針などの県の自己評価の妥当性ということで考えております。

3つ目の項目としまして分科会の進め方ですが、基本的にはこれは昨年度までと変わりません。1施策当たり30分程度ということで予定し

ております。具体的な30分の振り分け、どんな形で審議を進めていくかというイメージについては資料の6-3の方に記載しておりますが、後ほどこれも資料内容を確認させていただきます。

それから分科会の進め方の中で、説明及び質疑への回答に関しましては、政策・施策の取りまとめ担当部課室のほかに、事業を実際に所管している部課室の担当者からの説明も適宜行えるような体制で臨みたいというふうに考えております。この辺は先ほどもお話ししましたが、政策・施策のくくりが大きくなったことで、政策全体に対しての説明ができる担当者と、細かい事業内容について構成される事業数が非常に多岐にわたっておりますので、その全部を細かく把握するということはちょっと厳しい部分もございますので、実質的な審議が効率的に進むように、政策・施策の取りまとめ担当部課室のほか、事業を直接担当しているところの担当者からも、委員の皆さんのご質問にお答えできるような体制で臨みたいというふうに考えております。

分科会の担当につきましてですが、これにつきましては部会長とも事前にちょっとご相談させていただいて、資料の6-4の方に記載している内容で、事務局の方で部会長の方と相談した上で素案をつくらせていただいております。産業分科会の方に関しましては、特に施策事業が幅広になっておりますので、第1分科会・第2分科会というふうに分けさせていただいて、それぞれ委員の皆様様の専門分野なども勘案しながら、小林委員・成田委員に政策1・2を担当していただければと。大滝委員・足立委員に政策3・4・5を担当していただければということで、素案として整理させていただいております。

先ほどちょっと触れましたが、要は全部の政策・施策を毎年見るということで負担がふえるのではないかなというようなことを、私どももちょっと心配したんですが、平成19年度とそれから20年度の分科会当たりの政策・施策の審議判定数に関しまして、参考までに記述しておりますが、19年度ですと1分科会当たり平均2政策、それから8施策を審議判定していただいたものに対して、今年度の現在の計画でいきますと2政策、6施策という審議判定をいただければというふうに考えております。これはくくりが大きくなったということで、こういうことが可能になったということでご理解いただければと思います。したがって、事業数に関しましては昨年度とほぼ変わらない負担になるかと思っております。構成事業数で見えていくと、ごらんいただく事業数に関しては、ほぼ同数という状況になっております。

20年度分科会実施案のまとめのところで、ただいまご紹介した内容を確認しますと、20年度はすべての政策・施策を審議判定していただくと。それから日程に関しましては、昨年度同様に1分科会2回の開催、1回当たり3時間程度で行いたい。それから3つ目としまして、1施策当たり30分程度の審議を予定したいと。それから4つ目、産業第1分科会、それから産業第2分科会の割り振りについては、それぞれ小林委員・成田委員に第1分科会、それから大滝委員・足立委員に第2分科会ということで素案をまとめさせていただきます。

資料の6-2に進みまして、行政評価委員会の判定に関しまして簡単にご紹介します。

まずこの表の一番上、県の自己評価でございますが、政策評価に関しましては、評価項目としては政策の成果、進捗状況、具体的には「順調」か「概ね順調」か「やや遅れている」か「遅れている」かということで判定しております。それから、政策を推進する上での課題等の記述をするような形になっております。それから、その基準としましては進捗状況のほか施策の必要性、有効性、効率性、その中には課題等も含んでいるということです。

施策評価の方に関しましては、評価項目としましては施策の成果、これは政策と同じで進捗状況が「順調」、「概ね順調」、「やや遅れている」、「遅れている」という4段階での評価をすることにしております。それから施策の課題等と対応方針、事業構成の状況です。現状のままで継続しているのか、見直しが必要なのか、その辺を判断することにしております。評価の基準としましては、先ほど来ご議論いただいている目標指標等の達成状況ですとか、それから県民意識調査の結果、社会経済情勢、それから事業の実績及び成果、必要性、有効性、効率性等ということを基準にして、総合的に判断するというので、県の自己評価をしております。

これに対しまして、委員会では第三者評価ということで、県の自己評価の内容が妥当かどうかをこの7点の振り分けの中で検討していただくという形になります。県の政策評価、施策評価、結果についてそれぞれの妥当性を判定していただきますということです。それから7点の点数制しますが、数字が大きいほど県の自己評価の妥当性が高いということで整理していただければというふうに思っております。

評価自体は4段階評価、県の評価が「適切」か「概ね適切」か「やや課題あり」か「課題あり」なのかの価値基準を適用して判断していただければというふうに考えております。この辺7点制で、しかも4段階評価という部分、それから県の自己評価も適切と評価するという部分、この資料内容に関しましては、前年度の4回目の部会の中で一定の整理をさせていただいた内容というふうになっております。

続きまして、資料の6-3に進ませさせていただいて対応をご紹介しますと、分科会の審議進行のイメージの内容になっております。審議の手順としましては、まず事務局の方から簡単に説明を2分ほどとらせていただいて、その後審議に入らせていただきます。審議の方は、まず施策の方、大きいくりではなくて小さいくりの施策の方の説明から入らせていただきます。施策評価を担当した担当部局の方から概要説明ということで施策評価シートの記載内容を中心にして3分ほどで概要説明させていただくと。その後、質疑応答を27分ということで、1施策30分程度ということでイメージしております。

施策の説明が一通り終わりましたら、施策全体で構成される政策、要はその施策で目指そうとしている政策部分の概要説明ですね。評価をどのようにしたかという説明を3分程度させていただいて、質疑応答を5分程度とらせていただくということで考えております。その後、県関係の各課の関係職員を退席させていただいて、審議を分科会ではお二方の委員の仮評価ということで、7段階評価で仮の評価をつけていただくような形になるかと思っております。お二方で協議をいただくという時間をとるということで考えております。

ここでちょっと県側の説明時間、非常に短い設定になっておりますが、例年、部局側の説明が非常に、私どもとしては簡潔、わかりやすく説明してくれということで指示しておりますが、どうしても長引くということがございますので、できれば委員の皆様方とのやりとりを中心に時間をとれればと思っております。私ども事務局側の設定としては3分という短い時間で各部局の方に示させていただいております。実際には内容に応じまして多少の伸び縮みは出てくるかというふうに考えております。

ページの方進みまして、資料の6-4の政策評価部会分科会の担当につきましては、それぞれこのように素案をつくっております。後ほどご審議賜ればというふうに思っておりますので、それぞれ各委員のご自分のところを確認しておいていただければというふうに思います。

ページ進ませていただいて、次に資料の6-5というところで、こちらが分科会の中で施策評価、政策評価の県の評価に対しての審議をした結果を取りまとめて頂くための整理票という形になっております。この様式の一番下の方、7段階評価というところに関しまして、分科会開催当日にこの辺整理して評価づけ、その日のうちにお願ひできればというふうに考えております。

それぞれについての県の自己評価の妥当性についての、施策の成果の進捗状況に関してのコメントですとか、施策の課題とか対応についてのコメント内容に関しましては、当日いただければそれはそれで結構なんです。例年ですと、この辺については後日それぞれの委員が「ここについてはコメントしておかなければいけない」という部分をピックアップした形で、整理した形で事務局の方に後日お寄せいただくというスタイルになってございまして、今年度も同様にさせていただければというふうに思っております。その後の取りまとめの都合等を勘案しまして、できれば分科会の終了後1週間程度の日程で、こちらのコメントをお寄せいただければというふうに考えております。

資料最後の6-6になりますが、政策評価部会分科会の日程等になりますが、それぞれの分科会の日程につきましては、事前に各委員さんのご都合なども伺いながら調整してきてございまして、現在この資料の内容のような形で6月の18日から7月15日までの間で、12回予定させていただいているという状況でございます。

審議に当たりましては、先ほどからの説明の中でもございましたが、こちらの薄いブルーの資料、参考資料の方もご参照いただきながら分科会に臨んでいただくということになりますが、参考資料で配付させていただいている1ですね、県民意識調査の結果の内容に関しましては7月1日の公表に向けて、庁内でデータの確認整理を行っているという説明させていただいておりましたが、それまでの間、委員の皆様方の審議の参考としての引用にとどめていただきまして、外部への情報の提供等はお控えいただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

政策評価部会分科会の進め方等について、事務局からの説明は以上でございます。

関田部会長 ありがとうございます。

分科会の進め方に関するご説明だったんですが、この件について委員の方から、ご質問とかご意見があればお願いいたします。

水原委員，どうぞ。

水原委員 先ほど安藤委員から出された問題を改めて確認したいんですが、要するにメタ評価を出すというようなことですから、この課題，施策は遅れているという，それは妥当だ，つまりこの課題，施策は遅れているから1だという評価に対して，その認識は正しいとこちらは7をつけるということによろしいですか。何か自信がなくなってきた…。

関田部会長 済みません。実は，総合評価のときにはそういうつけ方をされていて，混乱するのでということで，今回ビジョン型では同じ情報源の自己評価を県の方はされますし，部会の委員の方は部会の方の評価として，同じ情報源を見て評価すると。そして突き合わせをすることによって，最終的に第三者としての評価を出すという，こういう手順として考えています。

総合型の場合は「課題あり」という評価が出たときに，今までは「課題あり」というのが適切であると，だから7を出したということが，7ということが適切であるという一人歩きをしていって，その施策の評価があたかも妥当であるかのような印象を受けるという，ちょっと問題点の指摘があったわけですね。今回のビジョン型については，一応，自己評価は自己評価で説明を受けるんですけど，評価部会は評価部会として，その情報に基づいて評価を行う。それは適切かどうかという判断をすると。だから両方とも順調であるかということも4段階であるし，適切かどうかで4段階ですよ。だから多少は対応性があると思うんですけど。

これは大変重要な共通認識なので，ちょっとこの辺の認識をまず統一しなければいけないんですが，事務局そうですね。そういうことでやるんですね。

事務局 この件に関しましては，私どもの方の認識としましては，基本的に県の評価に対する妥当性についての評価と。その過程において，委員会の方でそうした議論があることは当然というふうに考えておりますが，最終的な取りまとめとしましては，県の自己評価に対する適切性というふうな評価をいただきたいというふうに考えております。

関田部会長 ちょっと非常に重要なところで少しギャップが…，はいどうぞ，林委員。

林委員 安藤委員が先ほど言いましたように，県の自己評価に対して，これが適切かどうかということ判断するということであれば，県の方が「これは遅れている」ということが，これだとそういうふうに評価されているということ，これが客観的で正しい形という，こちらの客観性から見て，それは先ほど言ったように，4段階に7をつけるということによろしいんですね。

関田部会長 そのこのところ，ちょっと間違いがあっては大変なことになりますので，ち

よっと議論したいんですけど、自己評価というのと第三者評価という考え方が幾つかあるんですが、自己評価が適正であるかということ、総合型のようそのまま自己評価の適切性を判断すると、さっき言ったような「課題あり」のものが「適正である」ということになるんですね。だからそれはやっている評価委員の方も少し混乱するし、外から見たときに「適切である」ということしか出てこないわけですよ。だからこれはまずいんじゃないかという議論があって、前回の見直しの議論の中ではそれはやめよう。新たに、要するに県の自己評価がどの程度妥当であるかということ、こちらが客観的に判断しましょうと、そういう話になったんですね。

病院機能評価というのがあるんですけども、これは病院の方で自己評価していただいて、サーベイヤーが行ってサーベイヤーの視点から同じものを見て評価するという、こういう自己評価に対する第三者評価をやっているんですが、この方がわかりやすいし、それから自己評価に対する第三者評価になるだろうということで審議をしてきたわけですけども、こういうふうに委員の中でも認識の違いがあったので、もう少し議論を進めたいと思いますが、ご意見があればどうぞお願いします。宇田川委員。

宇田川委員　　ですから、資料6の自己評価の妥当性と書いてあることが、やはりコンヒュージングなわけですね。要するに、施策の妥当性を評価するのであれば、やっぱり「施策の妥当性」という具合に書いていただいて、だからやり方としては、施策の妥当性を我々がやったやつと県の方でやられたやつを2つを、例えば多変量解析か何かで距離を測るとか、そういう格好で妥当性は、後で数値的に評価すればよろしいかという、これも1つの考え方かと思いますがいかがでしょうか。

関田部会長　　この議論の観点では、県も同じように妥当性の判定をしたかどうかということがあったんですけど、県の立場としては順調にいつているかどうかということの方が大事だということで、順調かどうかというスケールをとられたんですね。何か補足説明ありますか、事務局の方で。

事務局　　事務局側としましては、先ほども申し上げましたが、基本的に私どもの県の評価に対しての妥当性ですね、「適切」、「概ね適切」、それから「やや課題あり」、「課題あり」ということで、県の評価が適切かどうかを判断していただきたいというふうに考えておまして、昨年来の制度改正の中でも、このような形で行うということで一応の了解を得ているものというふうに考えております。

ただ、今委員の皆様から、それと別に県の評価の妥当性とは別に、ほかの委員会の、県の政策の進め方についてこれで納得しているんだというふうにとられると誤解を受けるというようなご指摘があったかと思いますが、その部分に関しましては、制度の運用の中で何らかの対応をとっていけるものというふうに考えておりますが、評価自体はそのように考えております。

関田部会長　　あのですね、だから新しい議論をしたときに、いきなり「課題あり」の、

ものを「妥当である」というのは情報的に言うと偏った、間違っただけ的印象を与えるということで、そのプロセスとして第三者の評価としては妥当であるのか、妥当でないかというのをまず出そうと。そしてその上で、県の方の自己評価が「順調」であるとか、「概ね順調」と合っているかということの評価をしよう。そして、もしも県の方が「順調」である言ったにもかかわらず委員の方が、第三者の方が「やや課題あり」ということでギャップがありますから、じゃあなぜそのギャップがあるかということをも分科会で審議して、そして最終的な評価をしよう。こういうふうな流れにしないと、間違っただけ的印象を与えるということだったんですね。

だから、最終的には自己評価が適正であるかどうかということの評価するという形になりますが、その過程で委員会としても、一応妥当であるかどうかという情報は入れようと、その上で妥当性について評価しましょうと、こういう議論をしていたはずなんでございますが。どうぞ、濃沼委員。

濃沼委員 一般に自己評価と他者評価は同じ対象を、同じ方式でやります。県の4段階の自己評価を7段階で第三者評価するのは、大変難しい。

委員会の評価も県の自己評価も同じ7段階にしてそのずれを見れば分かりやすい。自己評価と、第三者評価が異なり第三者評価が高かったら適切に評価されていることです。低かったら適切でない自己評価になっているということです。だから、対応表をつくっていただいたので、委員会としては自己評価を参考にしながら、施策の進捗状況を7段階で評価すれば、自己評価との違いがわかると思います。最初から自己評価を評価するとなると複雑になり何を評価しているのか、わからなくなる。

大滝委員 これは、要するにどういうルールで評価するかという話ですので、ルールを共有して、みんなが合意すれば私はいいと思っているんですけどね、今のようにお互いが評価をして、ずれを見るということは、これまでここでやってこなかったと思うんですね、基本的には。もし、だからその場合には、例えばずれといっても程度があるわけで、その程度を見てどういうふうにそれを最終的に考えるか、それは県の側が考えるということもあると思いますけれども、こちらの側がそのずれをどういうふうに考えるかということだって、ある程度はつきりさせておかないと、ただ単にずれが大きい、小さいという話だけでは評価にならないんじゃないですか。

だから、もしそれをやるんだったら、そのところある程度どういうふうなやり方とか、ルールでやっていくのかということをも委員会としても、あるいは場合によっては県との間で詰めておかないと、具合が悪くなるんじゃないかなと、ちょっと感じることです。

関田部会長 一応そういう議論をやってきたんですが、要は先ほどの2人の委員のご指摘のように、同じ情報を見て県が自己評価をすると、第三者も評価すると。そこにギャップが発生したときに、県の自己評価が適正であるかどうかという判断を分科会の議論を通じて確認すると。そして部会としての、分科会としての第三者評価の結果を出すと、こういうことでいいのではないかと思う

んですけどね。

今までちょっと誤解されていたのは、そのプロセスの情報を出さなかったために、ちょっと誤解があったと。例えば「課題がある」ということを「妥当である」という表現でしか出せなかったので問題があったと。もう1つは、県の方が3段階の評価であるのに対して、部会の方は7段階評価していたと、そこのマッチングの対応性がよくわからなかったというようなこともあって、見直しの議論を進めてきたわけです。

一応私の方としての理解は、同じ出された情報を見て、県の自己評価に対して部会の、分科会の委員がどういう判断をしたかという、そこに例えば「順調である」というのと「適切である」というのは多分対応はしているから余りギャップはないと。しかし、県の自己評価は「順調である」ということに対して、もしも分科会の方が、いや課題があると、これギャップがありますから、なぜそのギャップが起こったかという確認を分科会を通じてやってみると。そして、やっぱりここが問題点であるので、やっぱり課題がありますよという分科会の評価をするというような手続の方がわかりやすいのではないかということで、その評価の方法の議論を詰めてきたわけですね。

それで、評価の段階も県も4段階、そして分科会の方も4段階ということで対応してやりましょうと。ここまでは来たわけです。あとはだから、その理解を共有してやるかどうかということについて、ご確認をいただきたいということなんです。

大滝委員　今の部会長の説明だと、分科会を始める前に少なくともそこにギャップが存在しているかどうかということについては、委員の中であらかじめ確認をしておくということをするというステップが入ってくるというふうに理解していいんですか。

関田部会長　ある程度、事前にこの情報を読み込んでいただかないと、分科会でもなかなか審議できないので、とりあえず読み込んでいただいて、もしも順調であるというんだったら、順調であるという情報について各委員がどういう評価をするかということ。同じ情報源ですから。ただ、部局の方々はここにある情報以外にたくさんの方が頭の中であって、最終的には多分判断をされていると思うんですね。その辺は評価の分科会の委員はよくわからないわけで、評価の委員としてはこの部分が問題点であるのではないかとということを質問することによって、その情報のギャップを埋めることができる。だけど、埋まらない理由がやはりあるということであれば、分科会の方の第三者の評価として、ここが問題であると、従ってこの順調というのはおかしいのではないかと評価をすればいいのではないかと思うんですね。大滝委員、どうですか。

大滝委員　基本的にはそういうステップが入ってくるというふうに理解していいわけですね。少なくとも去年まではそれをやってなかったわけですね。あらかじめそこにギャップがあるか、ないかなんていうことを確認して、あれということはやらなかったわけですよ。

関田部会長　ギャップがあるかないかというのは、既書いてありますから、それを見ると一応わかりますよね。だから去年までも同じです。だから読み込んでいけば、ギャップあるとうのはわかります。だからギャップがあるから質問をしているわけで、その辺は今までと変わらない。ただ、今年は非常に審議時間、結果出す時間が短いので、後で何回もなかなかできませんので、効率的にやらないと、ちょっと延びると困るなということはありませんけど。

はい、山本委員どうぞ。

山本委員　渡された資料を見る限りでは、県の方が答弁なさったとおりに、私どもが最終的に判定するのは県の自己評価に妥当性があるかどうか。ですから、一番最初におっしゃったように、この結果はうまく済んでない、例えばそういう「課題あり」というふうに出されたものが、確かに県の評価はいいよと言ったら、こちらが7とか結果的にそうなる。

そうすると今の議論の中で、じゃあ第三者評価として私どもが評価した結果というのは、どこにあらわされるのでしょうかということが確認されないと、何か不安ですねということです。どこで評価される、それが残るのでしょうか。

関田部会長　最終的にこの「適切」とか「概ね適切」という表現が中間的な評価で出されるのか、最終的な評価でも入れられるのかということですね。そういう趣旨ですね。

山本委員　いや、少なくともいただいた資料によれば、それはこの関係のところには出てこないと私は思いますよ。

関田部会長　中間的な評価情報が出てこない、このままでは。

山本委員　うん、と思いますがいかがでしょうか。ちょっとその辺が…。

関田部会長　これは7段階を評価する仕組みを説明したもので、実際に書くときはこれも入れて書くわけですから、だから書き方をどうするかという問題になると思うんですけどね。

水原委員　でもあれでしょ、施策は評価しないわけですよ。皆さんの認識を評価するわけですね。ですから、すごく問題がある、それは正しいから7だというふうにつけるといことなんですよ。

関田部会長　そうなんですけど、それだけをやると間違った状態になると前から議論があつてですね…。

水原委員　だから、我々の施策の評価もつきたいんです。我々の施策の評価と県庁側の評価を並べたいということ。

関田部会長　　そういうことです。並べた上で…。

水原委員　　ここはそうじゃなくて、県庁側の認識が正しいならば正しいと。

関田部会長　　それは前と同じ評価のプロセスです。

水原委員　　いや、だってこれはそうですよ。だって自己評価の妥当性だから、問題があつて認識は妥当性があるから7をあげるんです。それはよく反省しているから立派だと。

関田部会長　　そうするとあれですね、自己評価の妥当性というか、第三者から見た妥当性のような感じですね。第三者の評価。

長谷川委員　　この整理票の最初の方の施策の成果について、「県の自己評価の妥当性」とありますね。この評価というのは今までと全く同じだと思います。ところが一番下の7段階判定で、これは「県の自己評価の妥当性」と書いてあるので、どうしていいかということで混乱している。今までそこにはなくて、我々の判定で7段階したわけですね。ところが、ここで先ほどから出ている県の自己評価がいいか悪いか、例えばそれはやや進行していないという評価に対して、本当にそうですよとなったら7になっちゃうわけですね。それがおかしいんじゃないかということ。

ですから、それは今部会長もおっしゃってると思いますけれども、7段階の判定の下のところの、県の自己評価の妥当性を消しちゃうと、別に我々の判定評価でいいわけでしょう。それではだめなんではないでしょうか。事務局としては。

関田部会長　　どうぞ。

行政評価室長　　今の議論なんですけれども、やはりここでお願いをします妥当性、最終的には県の自己評価の妥当性ということに行き着くまでには、やはりこの部会なり分科会で、その各委員さん方のある程度、県が判断した「順調」とか、「概ね順調」とかという基準の妥当性をはかるわけですから、県側からの説明を一遍聞いて、自分たちだとどうなのかということをもっとお選びいただいて、それでもって先ほど部会長申し上げましたように、その第三者としての判断と県の自己評価、そこに妥当性があるのかどうかというような判断をしていただきたいというふうに思っているわけです。

それで当然、先ほどから議論になっていますように部会としての意見という部分が残るわけですね、ギャップがあればですね。そういうものについては、評価書の中で委員会からの意見という形でお示しといたしますか、出していただけるような形ではいかがなんでしょうか。

関田部会長　　安藤委員，どうぞ。

安藤委員　　ですから、やはり施策そのものの妥当性をこちらで評価して、それで県の
方の自己評価と、例えば乖離がプラス1だとか、マイナス1だとか何かそう
いうぐあいに点数をつけて、乖離を評価して、その乖離の平均点が例えばプ
ラス1になった、プラス2になったで、妥当かどうか最終的に判断すれば一
番すっきりすると思うんですが、いかがでしょうか。

関田部会長　　点数化のところまで、もう意見が出たんですけど、ほかにどなたか。

長谷川委員　　今県の説明ではよく理解できません。例えば前の部会でも県の評価とい
うのは4段階、我々は7段階としたのではないのでしょうか。ですから、我々の
部会でも分科会でも7段階評価でいいと思う。あとはどっちかという、県
の自己評価と我々の評価が違ったときには、改めてそれはまたどんな評価を
つけてもいいですよ。今の意見もそうだったんですね。

　　ですから、あくまでもこの分科会、部会の中で評価というのは7でいいん
です。それは県の自己評価ではなくて、県の施策とか政策がいかどうかと
いう評価ですから、それを県のやりやすいような形に持っていくと、我々混
乱してどう評価していいかと難しくなります。できれば私は今までのように、
県のいろんな対応ががいいのか悪いのかを7段階で評価して、後で比較する
ことは幾らでもできると思うんですけど、それはだめなんでしょうか。

関田部会長　　ちょっと確認なんですけれども、部会が7段階で評価する。

長谷川委員　　今まで分科会では7段階評価しているわけですね。7段階評価というのは、
県の自己評価の妥当性ではなくて、あくまでも県のいろんな施策だとか政策
についての評価ですよ。ですから、それをそのまま継続するだけでいいん
じゃないかと思うんですよ。それをここに書いてあるように、県の自己評価
の妥当性をさらに評価しろということ自体が、7段階ですするというのは今ま
でと全然話が違うので、かえって評価しにくいと。違うんですか。

関田部会長　　従来は県の自己評価が適正であるかどうかということの評価していたん
ですよ、7段階で。そこが混乱するから、そういう…違いますか。

　　だから2段階になっているから誤解を生むので、県の自己評価の妥当性を
評価するためには、まず分科会の委員が評価しないと評価にならないわけ
ですね。県の3段階とか4段階に合わせて評価するのではなくて、部会は部
会で1つの評価をやっているわけですね。その最終的な評価というのは、
県の自己評価が適正であるかどうかと、そういう評価をやっていたわけです。

　　だから「課題あり」というような自己評価が適正であれば、7とか6とか
出てきたわけです。それはそれで1つのやり方なんですけれど、ただ適正
であると7とか6とか出てきた場合に、一般の県民がそれを見たときに、「あ
あ、この施策は7とか6だから適正なのかな」と、そういう誤解を与えるの
でよろしくないんじゃないかということで、その間にちゃんと部会の評価を
入れて、その上で県の評価が適正であるかどうかということを書き込めばい

いのではないかということなんですね。

それで、最終的に書き込むときに、今までと同じように7段階評価で書き込むかどうかというところが、先ほど来の議論になっていると思うんですけど。

はい、成田委員。

成田委員 評価の対象となるものが、県がみずからを評価できる力、もしくは仕組みを評価するのか、施策自体を評価するのかということがちょっとぼんやりしてしまっていて、県民の期待するところとここの委員会というのが、どちらにあるのかなというところで混乱しているんですけども、本来的な意味合いとしては…。

濃沼委員 第三者として施策と政策そのものを評価するわけです。

関田部会長 ただ、その過程で指標が不十分であるとか、そういう施策体系の不十分さも指摘することはあるんですね。だから政策評価の評価をやってますけれども、体系に対する評価もコメントとして出る部分というのは、今までもあったわけですね。

濃沼委員 県民意識調査や自己評価を参考にしながら施策と政策を中立的な立場で評価するのがこれまでのやり方でした。

委員長のおっしゃるやり方で進めていただいて、この文章を「県の自己評価の妥当性」ではなく「県の施策の評価」とすれば明快になる。自己評価はあくまでも参考にさせていただくことにすれば、誤解がなくなると思います。

関田部会長 だからギャップが出た第三者の評価者としては、なぜギャップが発生しているかという、こちら側の理由をちゃんと述べるということが添付されててこの評価表が出されれば、要するに県の自己評価に対する評価になると。第三者評価になると。そういう理解でいいでしょうか。

あくまでも、目的は県の自己評価を第三者として見た場合に、適正であるかどうかということの評価するというのが目的です。そのときに、今までは県の自己評価そのものに対する妥当性を7段階で評価してきたんですけど、それでは誤解があるのでということで、見直しをしようと言っていて、部会自体の評価委員の評価をした上で、そのギャップがあるとすると何が原因でなったかということをも分科会等で詰めて、なければ本当に自己評価が適正であるということになるし、そうでなければギャップのある理由について評価委員の方でコメントするなり、提言するということになると思うんですけど。はい、どうぞ。

水原委員 今までのあり方は、県庁側の認識ではなくて施策・政策そのものを評価してきましたね。課題があるから、この政策・施策は評価が低いんだというのが今までやってきたやり方で、認識が正しいかどうかということでは点数つけなかったですよ。課題があるかどうか、大体こんなに課題があるというこ

とで点数を下げてたので、今度は評価認識に点数をつけなさいと今度変わったんだというふうに、僕らとらざるを得ないんだけど、それはいろいろ無理があるから、今までどおり施策・政策に対して点数をつけたいというのが願いで、あとは差を見てもらえばいいことだと。

関田部会長　　だから、そういう部会の中でも認識の違いがあったので、混乱するので統一しましょうと。だから水原委員の言われるような方向で統一しましょうというのが今回の議論してきた提案なんです。

水原委員　　でも、そうしたら説明と違ってきます。

関田部会長　　だから最終的には、県の自己評価に対してこちらが評価することになります。というのは、部会の分科会の意見表明として、県の自己評価と違いがありますから、そのコメントを書くということによって評価をするということになります。

水原委員　　コメントで生かしたらどうですかというのは、部会長さんの説明ですけどもコメントじゃなくて、点数というところで生かさせてほしいというのが願いですよね。コメントに書けばいいじゃないですかと、あとは認識の違いだけ点数にしたらどうですかというのが、ご提案ですよ、県の側の。

関田部会長　　だから部会の第三者の委員の評価として、この7段階を使うわけですよ。そして、そのギャップについて評価をすると。

水原委員　　だから、今までどおり施策・政策に対して評価を出すという仕方の方がいいように思いますけどね。

関田部会長　　だからそれでは、このとおりで出すことになるという話になってたんですけど。

濃沼委員　　自己評価を評価するのではなくて、施策を評価することがどうしても必要です。今までそれでやってきたと思います。自己評価を評価するとなると、事業の成果が正しく評価されない恐れがある。施策・政策を自己評価を含めたさまざまな資料から中立的、客観的に判断をする。結果的に自己評価とずれがあるかどうかは判断のあとのとりまとめ事項と思います。

関田部会長　　そうなんですけれども、政策・施策も評価しているんですが、県が行っている自己評価がそれでいいのかどうかということを、第三者が言わなきゃいけないですね。だからもちろん部会は政策評価しますし、それから県の部局も自分たちでやってきたことについての評価をするわけです。ただ両方とも政策・施策の評価をやっているんですね。だけど、自分たちでやっている評価だけでいいのかどうかということが問題があるので、第三者の評価を得たいということで、この分科会が対応しているわけですね。

いずれも政策・施策の評価はやってるわけです。

水原委員 　ただ、点数のつけ方として、よく反省している場合は7をあげる。でも今までは、政策自体がまずければ、それはやっぱり2とか3になってたんですが、そこどっちをあげることを想定しておられますか。

関田部会長 　いや、だから我々はこの政策をするについて、第三者として評価するということです。

水原委員 　第三者として、その政策が…

関田部会長 　同じ政策・施策の結果について、県は自己評価し、第三者も評価するわけですね。

水原委員 　だからその時に、よく反省しているから7をつけるのか、評価どおりだからやっぱり2をつけるのか、どっちをつけるんですか。

関田部会長 　最終的にですか。

水原委員 　最終的にどっちをつけるんですか。

関田部会長 　最終的には、点数でやるかですね…，

水原委員 　いや、よく反省しているから7をあげるのか、それともやっぱり問題のある政策だから、評価どおりなので県と同じように我々も2をつけますということなのか、どっちをつけるんですか。反省してるから7をあげたらいいんですか。それとも政策、認識全部を含めて2をつける、どっちつけるんです。

関田部会長 　だから、部会の方は政策・施策の評価をそのままつければいいと思うんですよ。

水原委員 　政策・施策を評価するのであれば2ですね。

関田部会長 　そうです、2です。だから県の方が「順調である」としても自己評価しているのであれば、こちらは2をつけて、なぜギャップがあるかというコメントを評価に書けばいいと思うんですよ。

水原委員 　だから、要するに2をつけると。

関田部会長 　だから、ちょっとここの「自己評価の妥当性」というのを「部会の政策評価」ということにしてもらえばいいと。

長谷川委員 　ただ私、上はまだ許せるんですけどね、下の7段階の判定のところ、先

ほど私も言ったんですけど、「県の自己評価の妥当性」ですから、ここのところではっきりしないと、今部会長は、例えば県の自己評価は「やや進行していない」という判定に対して、そうですよと言ったら、この判定ですと7になっちゃうわけですね。それを問題にしてるわけでしょう。そうすると、我々も2だというのであれば、2にしていいたいというのであれば、この「県の自己評価の妥当性」というのを消しておかないと問題じゃないかということなんです。どうなんでしょう。

関田部会長　　だから、これは直してもいいんじゃないですかね。
要は目的としているところは、県の自己評価について第三者が意見を言うということですから、その双方のギャップがあるかないかというチェックのようなものですね。それについて評価しやすい、混乱のないような表現にしてほしいということだと思っんですよ。
だから、これは部会の第三者の評価ですから、最終的に自己評価の妥当性につながっていく情報ではあるんですけども、一応表記としては部会の評価と、部会の政策評価ということにしたらどうでしょうか。
はい、どうぞ。

山本委員　　それでは、なぜこの委員会の評価、委員会としての第三者評価はこうです、それで県の自己評価に対する評価はこれですと、2つこうやって並べられないんですか。そうすれば、はっきりするんじゃないですか。

関田部会長　　だから、並んでいきます。

山本委員　　いや、並べて書く体系になっていないと、先ほどから皆さんがおっしゃってるわけです。並べて書くんだとすれば、どっちかを消さないで。例えば7段階は委員会による評価ですよ、施策評価。それから例えば「適切」のところが定義づけで対応していますけれども、これは下をぼんと切っちゃって、県の自己評価に対する評価、妥当性のものは4段階にしますと。全く対応性を変えてしまわないと、今言ったようなことはできない。
それがあいまいにつながっているから、混乱、クロッシングしてあいまいになるのではないのでしょうか。ここのところをちょっと整理をして、はっきりさせた方が、これから私どもも判定のしようがないというか、評価のしようがないと思います。

関田部会長　　一番重要な点は、最終的な評価の7点も、どの時点をつけるかということですね。お概ねの委員の意見は、政策施策評価なんだから、それぞれがそれぞれの評点をつけるのが一番いいと、こういう意見だと思いますが、その上でそれだけではギャップについての意見、コメントが出ないので、その意見を出してくださいと、根拠まで出してくださいということになってますけど、そうなるこの表現が「自己評価の妥当性」の表現のところをちょっと直したらいいということなんですけど、これは別に県の方で直していただいても問題ないと思うんですけど、どうでしょうか。

行政評価室長　　ちょっと整理をさせていただくような形で発言をさせていただきたいんですけども、今いろいろ委員さんたちご議論なさっている中身の、政策・施策自体の評価という部分なんですけれども、これは確かに県の妥当性を判断する上で必要な作業といえますか、審議だと思うんです。ただ、従来から、県と言いますかこの審議の方法として、県が自己評価を行ったものの妥当性について判断をしていただくということで、それで去年までの7段階でございまして数字が大きいほど妥当性が高いと。それで真ん中が4ですよという形で従来からずっと進めてきているし、そういう物書きで公表もしているわけなのでございます。

それで、今年度もこの表の参考ということで、従来のところは自己評価の妥当性という形で書かせていただいていますけれども、その考え方にのっとった形で今年度もお願いをして、先ほど委員長が言っているように、定義づけの形を7から4つにして、なおさらに7点制をとりましょうと、こういう形でお願いをしているところでございます。

当然のことながら、水原委員がおっしゃったように、審議をしていく過程の中で、本来の政策・施策についてのいろいろな考え方、あるいはご指摘等については、先ほどちょっと言葉が足りなかったんですけども、委員会の意見として付していただくというような形で今まで整理をさせていただいて、それを1つの結果として公表しているというふうに事務局の方では考えております。

関田部会長　　だから一番の問題点は、例えば分科会で「概ね順調」とか「やや課題あり」とか出てきたときに、あるいは「課題なし」とか「適切」とか出てきたときに、それが本当にそうかどうかということを分科会ではいろんな資料を見ながら議論していくわけですね。それで「概ね適切」と言ってる割には、いろんなこういうところで問題があるんじゃないかということになると、適切な自己評価ではないのではないかということ、適切な政策評価が行われていないのではないかということ、その点で、たしか7段階の評価とかやっていたわけですね。そういうことで今までやってきたんですが、委員の中にはそうでないように思われていた方もいたわけですよ。だから、そこが混乱になるので、そういうのはやめようということにして2段階にはっきり分けよう。だから部会なら部会の評価として出して、例えば「概ね順調」と言ってるんだけど、実際にいろいろヒアリングして聞いてみると、かなり問題があるんじゃないかということになると、部会の評価部会としては例えば段階としては5点とか4点とか、「概ね適切」にしようとか、そういうことになるわけですね。

その段階が入らないと、形だけ県の評価がよかったか、悪かったかと。例えば「課題あり」とか「遅れている」ということが適切であるから、それでいいんだと、6点か7点になるということでは困るということで見直しをやった。だけど、そうとは思ってなくて最初から見直しをする方向で考えられた方もいらっしゃるわけですね。そうすると混乱があるので、統一しましょうと、こういうことだったんです。

だから、あくまでも政策評価・施策評価をやるんだけど、それを部局の方でやられる立場からと、第三者がやられている立場からと、同じものを見て議論して、それで判定しましょうと。そして、その判定は部会の評価として書いて、それは例えば順調だったら本当に順調かどうかということを確認するという作業があると思いますけど、それを通じて最終的に何点かという評定がなされるわけですね。その上でその評定を見ながら、あるいは議論の経過を見ながら、各分科会の委員の方々は評価をしていただくということになります。

だからこの「自己評価の妥当性」というのは混乱をもたらすので、ちょっとここを書き直していただきたい。「部会の評価」ということで。

大体言っていることはみんなわかってきましたので、要するに間違った対応をする、混乱性をもたらすようなやり方はやめましょうということで、最終的にはほとんど同じことを言ってると思うんですが、プロセスの中の手続として、どういう形で進めるかというところで多少混乱があったということで、その混乱をなくする形にしましょうと。よろしいでしょうか。

ちょっともう時間も過ぎてますので、ちょっと私の方できょうの整理をさせていただきたい、こういうことでよろしいかということで、緊急に委員の方々に事務局と相談して対応したいと思いますので、そういうことでよろしいでしょうか。事務局、よろしいですか。

行政評価室長 整理する分には構わないんですけども、先ほど来の議論の中で、やはり部会長が言ったようにちょっと誤解があるなと思ったのは、従来ずっとやってきている中で、先ほどもくどういようですけど申しあげましたんですけども、ずっと評価をした最後の取りまとめ等についても、やはり従来から県の評価に対する妥当性を判断していただいているという形で、従来からやってきておりますので（「だから何も変わらない」の声あり）ええ、変わらないということをお願いをしたいというふうに思います。

関田部会長 だから、それは変えると言ってるわけです。

行政評価室長 いや、変えない。今回も変わらないと。

関田部会長 自己評価の妥当性について評価するということは、もちろんやるんですが、そのプロセスの中に7段階評価を最終的なものとしては入れないという意味ですね。

行政評価室長 ここの中で、今言った4つの定義づけと7段階は導入しますけれども、あくまで県が自己評価したものに対する妥当性といいますか、その判断をしていただくための7段階です。

関田部会長 いや、だからその7段階というのは、部会側の評価者側の評価として今回は整理しよう。その上でギャップがある場合に、何がギャップなのかということを検討して、審議して、それで最終的に自己評価が適正な評価であっ

たかどうかということの評価しようと、こういうことでございます。

だから、最終目的は同じなんです。この7段階の評価をどこに持っていくかということが問題で、過去には例えば「課題あり」ということが適切であるということで、7という評点を与えた人と2という評点を与えた人がいるという可能性があったので、そこはちょっと誤解があるので統一しましょうということでございます。

水原委員 自己評価の妥当性ならば、妥当性があるかないかだけです。本当はね。施策、行政に点数をつけると7段階必要ですけども、認識そのものは妥当性があるかないかに尽きます。結局、この認識は間違っているか、どうか。

関田部会長 だから、そのギャップが出てきますので、そのギャップについて根拠となる資料を出していただいて、評価者が出していければいいということで、だから最終目的は、県の自己評価の妥当性を評価するということとは変わりません。そのプロセスの中で7段階を使うのが、ちょっと混乱をしていたので、部会の評価者の方からの評価として位置づけて使いますということで、そういう意見だったと思います。

ということをきちんとまとめて、事務局と相談して各委員にお配りしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。そういうことでよろしいですか。

自己評価の妥当性のところは、ちょっと書き直すかもしれませんが。

あと、予定していた課題は以上でございますけれども、ほかに何かございましたら、ご発言をお願いいたします。ちょっと重要な課題が出されて、少しオーバーしてしまいましたけれども、なければこれで終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

なお、次回の政策評価部会は8月上旬を予定しております。日程につきましては、別途委員の皆様にご連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは以上で会議を終了させていただきます。皆様御協力ありがとうございました。

司 会 以上をもちまして宮城県行政評価委員会平成20年度第1回政策評価部会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名人 成田 由加里 印

議事録署名人 林 一成 印